

青少年の非行防止活動に向けた地域連携と環境浄化の役割 ～こどもの健全な成長のために大人には何ができるのか～



江戸川大学 室城隆之

本講演の目的

1. 今年度の流山市青少年社会環境浄化事業を振り返る
2. この活動の意義と今後の課題を考える

本講演の内容

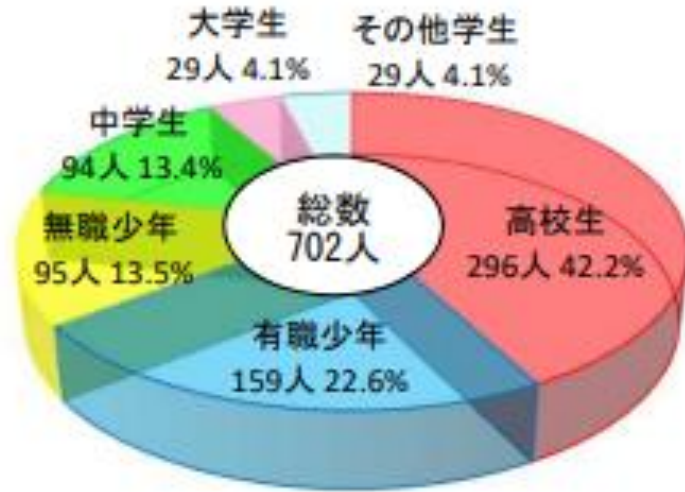
- I. 最近の少年非行の特徴
- II. 非行とは何か？
- III. 流山市青少年社会環境浄化事業とは？
- IV. 流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

I . 最近の少年非行の特徴

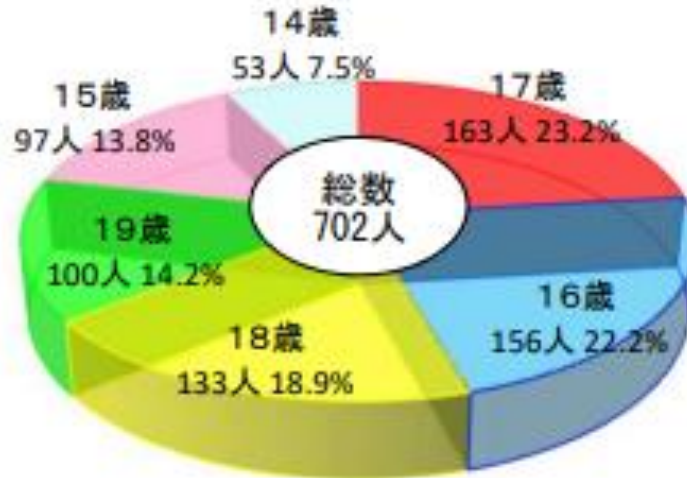
◆最初に、最近の少年非行の特徴についてお話しします。

千葉県の子供の非行の状況

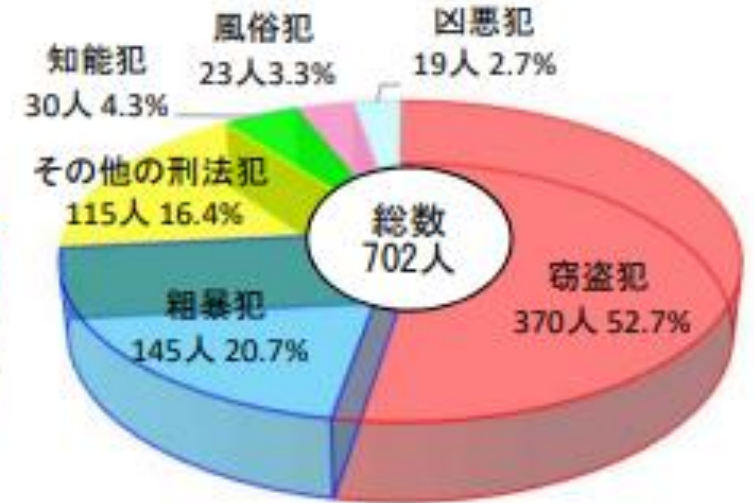
《学職別状況》



《年齢別状況》



《包括罪種別状況》



- ◆ **高校生と中学生で全体の約5割**
学職別では、高校生が296人と最も多く、高校生、中学生で全体の5割以上を占めています。
- ◆ **窃盗犯が全体の約5割**
包括罪種別では、窃盗犯が全体の約5割を占める370人(前年比-34人)で、主なものは、万引きが188人(同+6人)、自転車盗が71人(同-9人)、オートバイ盗が21人(同-11人)です。

《特別法犯少年検挙人員の推移》



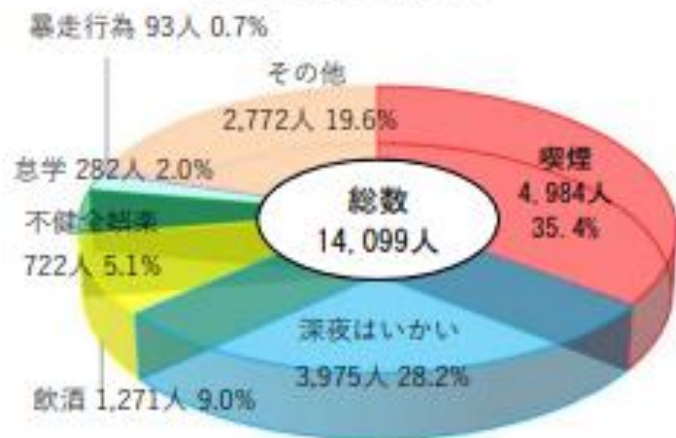
《違反法令別の状況》



- ◆ **特別法犯少年の検挙人員は前年と比較して減少**
 - ・令和3年中の特別法犯少年の検挙人員は203人(前年比-13人)と減少しています。
- ◆ **違反法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が最も多い**
 - ・違反法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が67人(同-3人)、迷惑防止条例違反が34人(同+12人)などとなっています。

不良行為少年の補導状況

《行為別状況》



《学職別状況》



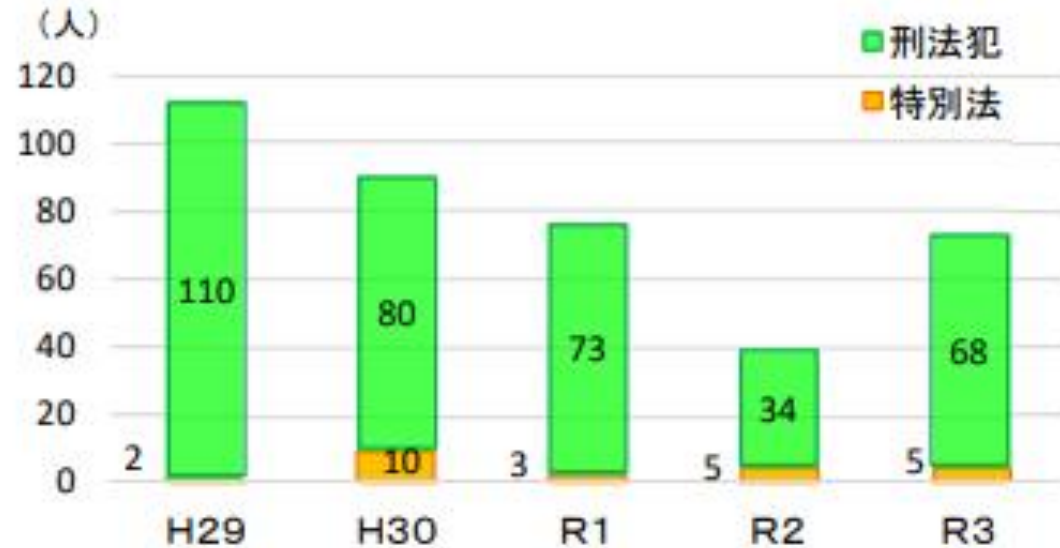
《年齢別状況》



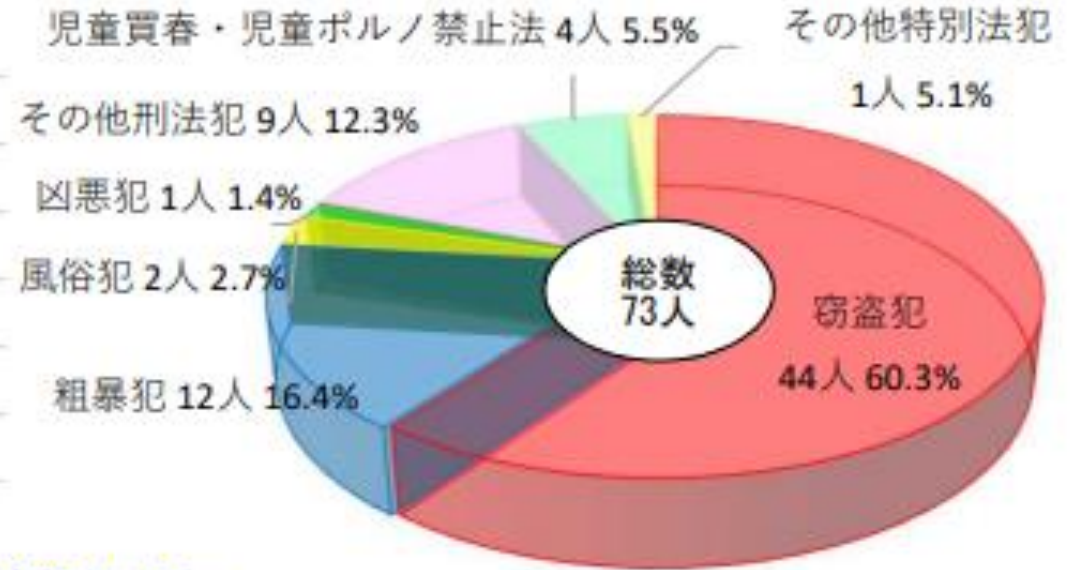
- ◆ **喫煙と深夜はいかいで全体の約6割**
令和3年中に不良行為で補導された少年は、14,099人（前年比-1,299人）で、行為別では、「喫煙」、「深夜はいかい」で全体の約6割を占めています。
- ◆ **高校生と中学生で全体の約5割**
学職別では、高校生が5,994人（同-382人）と最も多く、中学生（1,130人（同-388人））と高校生で全体の約5割を占めています。
- ◆ **16歳～18歳で全体の約6割**
年齢別では、17歳が3,451人（同-563人）と最も多く、次いで16歳が2,795人（同-353人）となっており、16歳から18歳の年齢層で全体の約6割を占めています。

触法少年の補導状況

《触法少年補導人員の推移》



《罪種別等の状況》



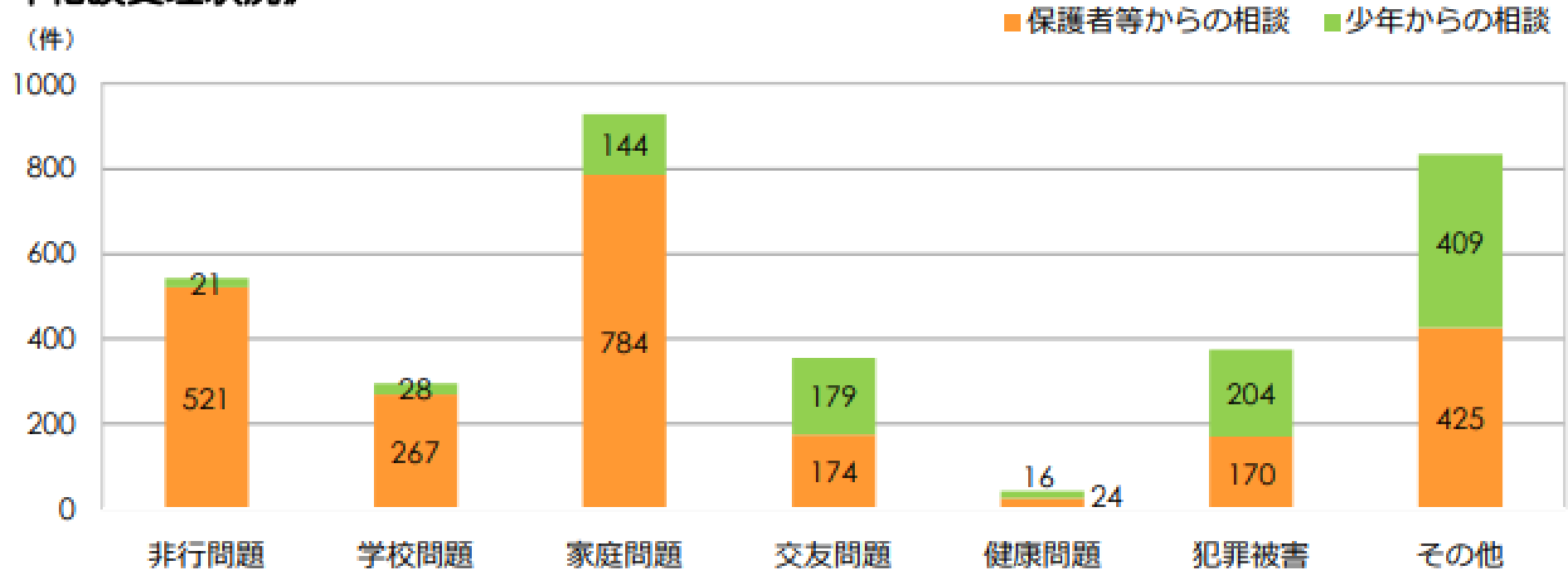
※ 触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。

◆ 触法少年の補導人員は前年と比較して約2倍に増加

- ・令和3年中の触法少年の補導人員は73人(前年比+34人)で、刑法犯が68人、特別法犯が5人となっています。
- ・罪種別では、窃盗犯が44人(同+22人)、粗暴犯が12人(同+9人)などと増加しています。

少年相談の受理状況

《少年相談受理状況》



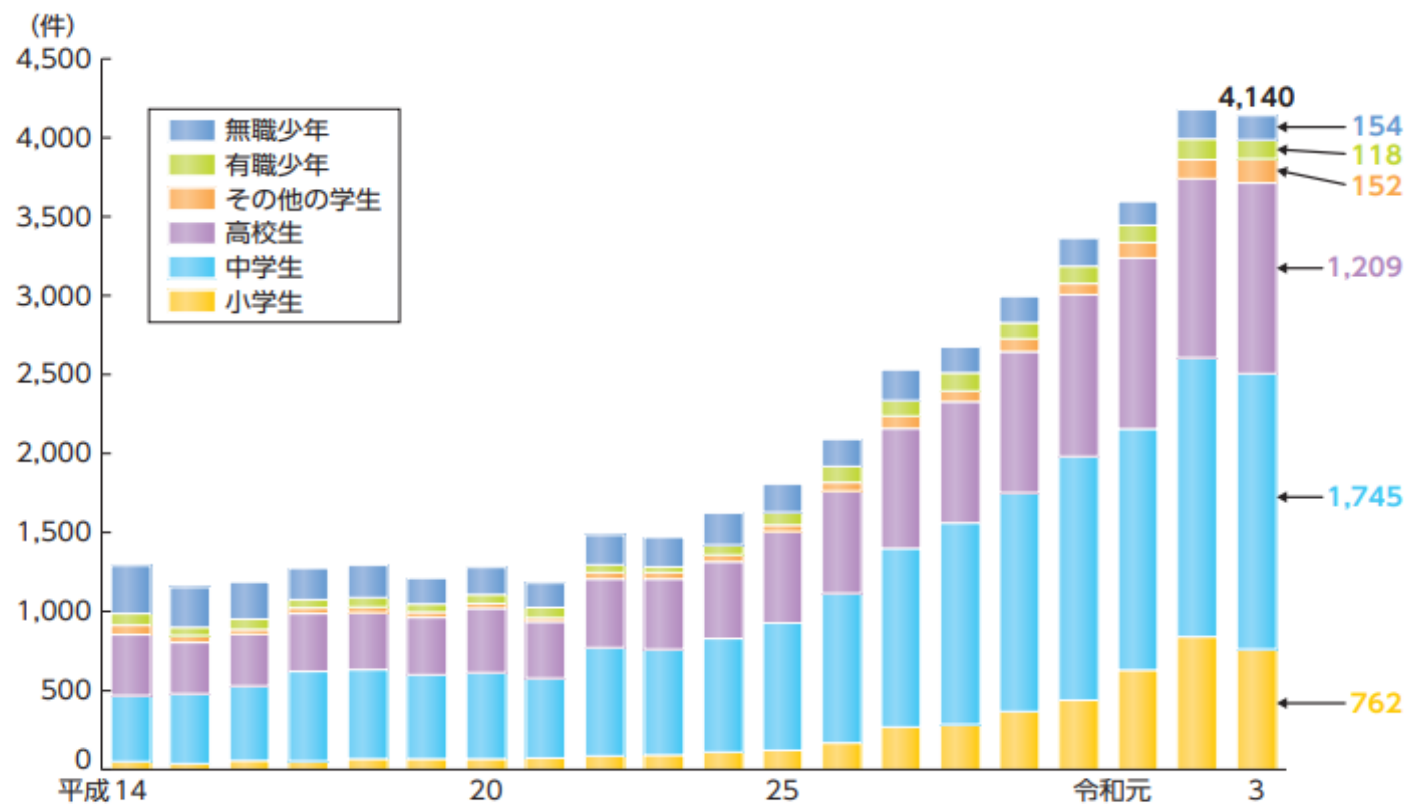
◆ 少年相談受理件数は、昨年より増加

- ・令和3年中の少年相談の受理件数は、全体で3,366件（前年比+1,112件）と昨年より増加しており、保護者等からの相談が2,365件（同+841件）、少年からの相談が1,001件（同+271件）となっています。
- ・相談内容別では、「家庭問題」が928件（同+280件）と最も多く、全体の約3割を占めています。

家庭内暴力

3-1-5-1 図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）

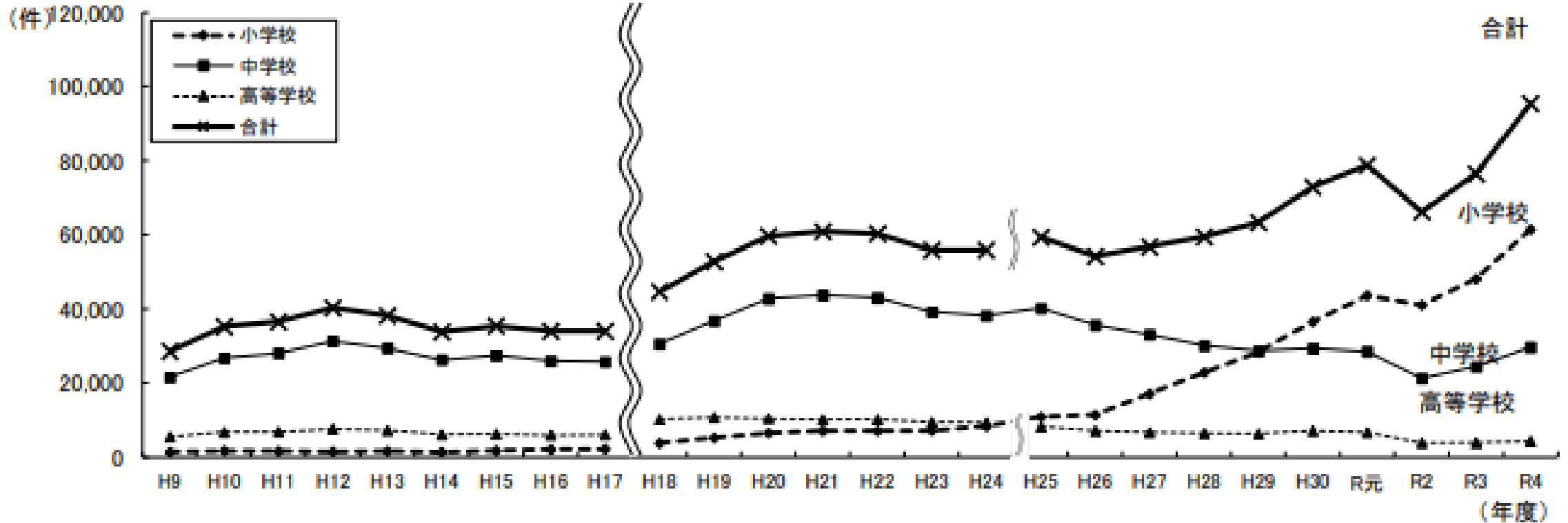
（平成14年～令和3年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
2 犯行時の就学・就労状況による。
3 一つの事件に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
4 「その他の学生」は、浪人生等である。

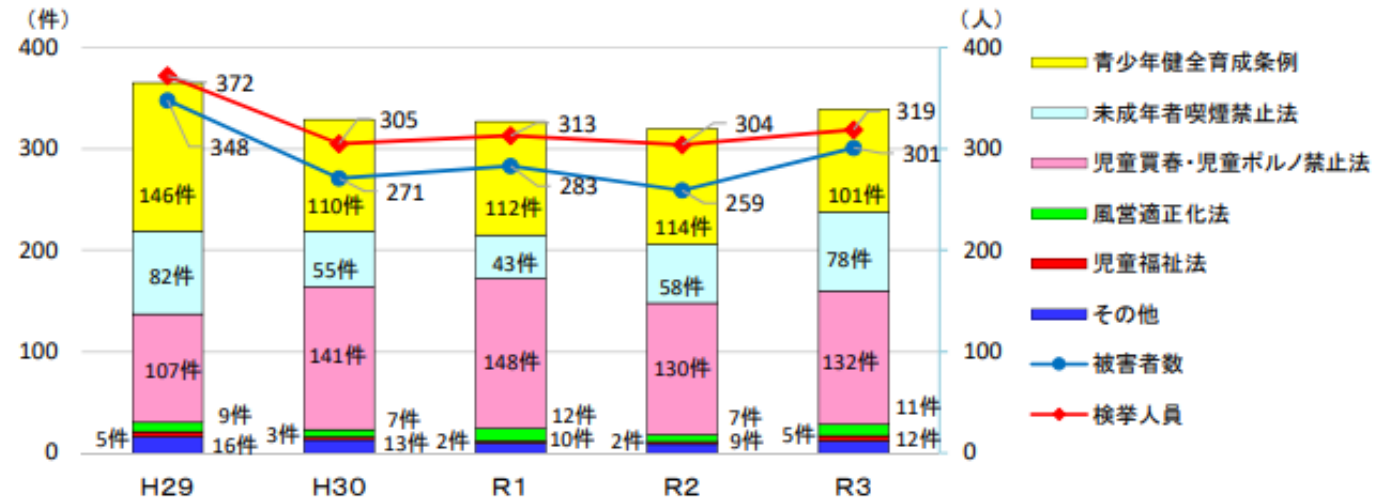
校内暴力

<参考2> 暴力行為発生件数の推移グラフ

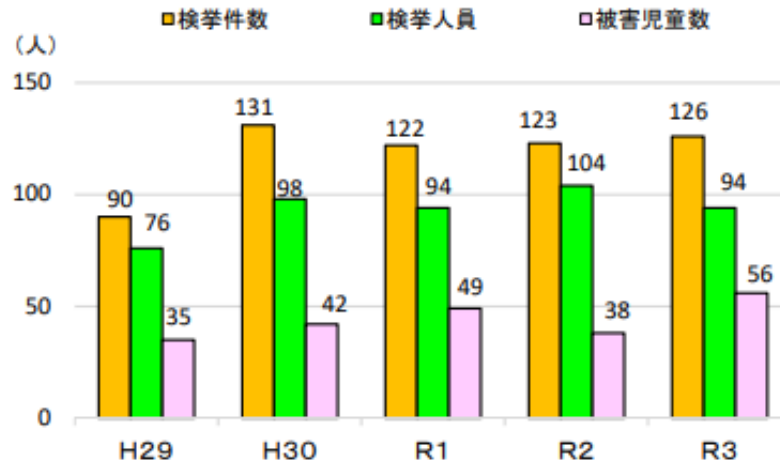


少年の福祉を害する犯罪の検挙及び被害状況

《福祉犯検挙状況及び被害児童数の推移》



《児童ポルノ事犯検挙状況及び被害児童数の推移》

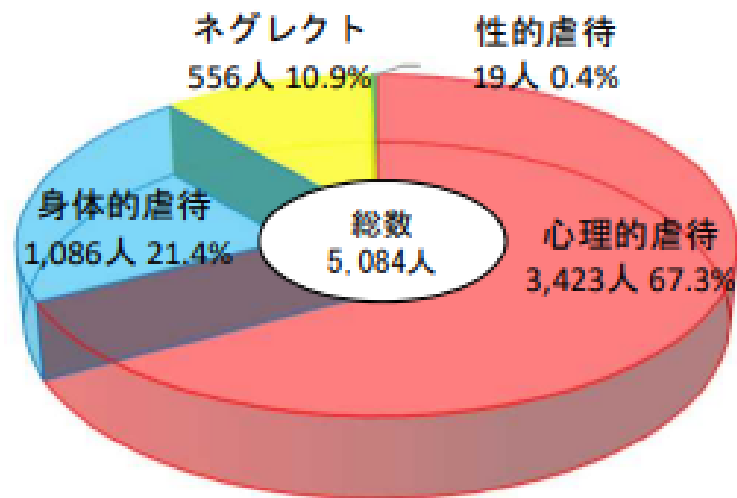


◆ 福祉犯検挙件数及び被害児童数は共に高水準で推移

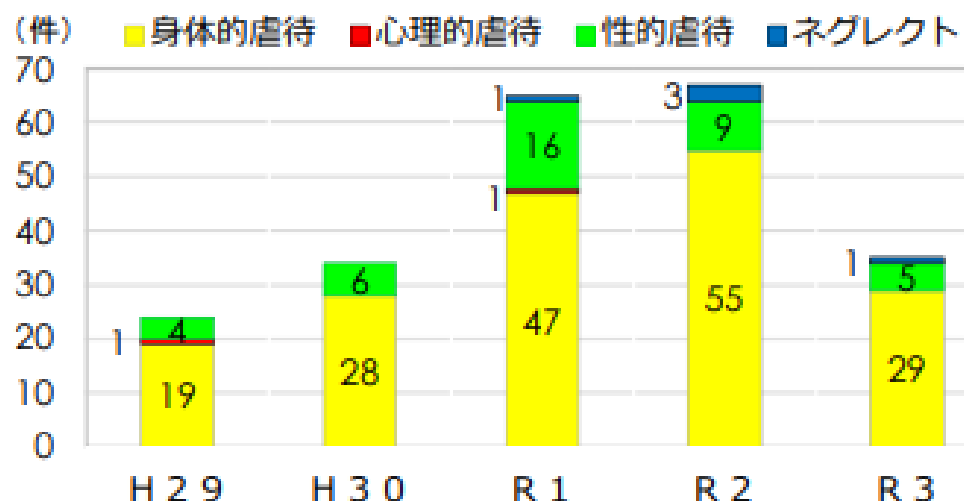
- ・令和3年中の福祉犯検挙件数は339件(前年比+19件)と増加し、依然として高水準で推移しています。
- ・福祉犯検挙件数のうち、児童買春・児童ポルノ禁止法が132件(同+2件)、青少年健全育成条例が101件(同-13件)、未成年者喫煙禁止法が78件(同+20件)となっています。
- ・児童ポルノ事犯の検挙件数は、126件(同+3件)となっており、その被害児童数は56人(同+18人)となっています。

児童虐待の状況

《児童相談所への通告状況》



《児童虐待事件の検挙件数》



◆ 警察から児童相談所に通告した児童数は過去最多

- ・令和3年中に児童虐待の疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は、5,084人(前年比+20人)で過去最多となり、心理的虐待と身体的虐待で全体の約9割を占めています。
- ・児童虐待事件の検挙件数は、35件(同-32件)、検挙人員は35人(同-33人)、検挙事件に係る被害児童は35人(同-34人)となっています。

最近の少年非行の特徴

◆小学生の事件の増加

- ・窃盗犯、粗暴犯
- ・家庭内暴力、校内暴力の増加

⇒**早い時期に、非行の芽を摘む予防対策が必要になる。**

◆小・中・高生が被害者になる事件も減ることがなく、虐待も増加傾向にある。

⇒**早期発見・早期介入が必要である。**

⇒**子どもたちの健全育成は、地域の大人たちの責務である。**

Ⅱ. 非行とは何か？

では、非行とは、何なのでしょう？



子どもはなぜ、非行をするのでしょうか？



非行には様々な原因が考えられます。



しかし、私はこのように考えています。



非行とは、幸せに生きる自由を奪われたことへの子どもたちの反抗である。

子どもは、様々な形で、幸せに生きる自由を奪われている

1. 何らかの障害をもっているために、社会に適応できない。
2. 家庭が経済的あるいは構造的に安定していない。あるいは自分を大切にしてくれない親に育てられたために、家庭内で愛着を満たされなかった。
3. 家庭で虐待がある。
4. 学校生活についていけず、不適応状態になっている。

このような状況に対して、**子ども**たちはどのように対処するのだろうか？

1. 自分の求めを表現、主張して、親と話し合い、改善を求める。



しかし、これは力のない子どもには困難である

2. 無力となり、自己主張せず、周りに従う。

3. **反抗する形で不満を主張しようとする**



これが非行につながる

このような状況に対して、**大人**はどのように対処するのだろうか？

1. 無力となり、自己主張せず、傍観する。
2. 行政などへの不満を主張する
3. **自分の考えを表現、主張して、話し合い、改善を求める。**
4. **改善のための活動に参加する**

非行防止のために大人に何ができるのだろうか？

では、我々大人は、非行防止のために何ができるのでしょうか？



最も大切なことは、**家庭で親が、学校で教師やカウンセラーが、子どもたちの声に耳を傾け、子どもたちを大切な存在として育むことです。**



では、地域では、何ができるのでしょうか？

警察の取り組み

少年非行防止・保護総合対策の推進

千葉県警察では、少年の「非行防止」と「保護」の両面にわたる様々な取組を行っています。

◆「タッチヤング活動」の推進

警察職員と少年とのふれあいの場を通じて、お互いの信頼関係を築き、少年の規範意識や自制心などを育み少年非行の防止を図ろうとする「タッチヤング活動」を推進しています。

※ 例年、夏に「タッチヤング千葉県少年柔道・剣道大会」を開催していますが、令和3年については、諸事情により開催していません。



タッチヤング千葉県柔道・剣道大会

◆「スクール・サポーター制度」の運用

学校・教育関係機関等と連携を図り、学校における非行防止対策や安全対策などを継続的に支援するため、現場経験豊かな元警察官等を「スクール・サポーター」として、学校からの要請に応じて派遣しています。

また、少年の健全育成や学校の安全対策を推進するため、県内の中学校、義務教育学校、中等教育学校を中心に訪問しています。



スクール・サポーターによる学校派遣活動

◆「非行少年を生まない社会づくり」の推進

問題を抱えた個々の少年に対し、警察から積極的に手を差し伸べ、地域社会との絆の強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を醸成するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進しています。



警察体験による立ち直り支援活動

◆ ボランティア活動

● 少年警察ボランティアの委嘱

少年の非行防止と健全育成を図る熱意のある方が少年警察ボランティア（少年補導員や少年指導委員）として委嘱され、各警察署を活動拠点に、街頭補導や広報啓発などの活動を行っています。

● 千葉県警察学生サポーター「Ch i P S S」による健全育成活動

県内に在住又は在学する大学生が学生サポーターとして委嘱され、街頭補導活動のほか、学習支援、スポーツ支援活動、広報啓発活動などを行っています。



少年警察ボランティア及び「Ch i P S S」による街頭補導活動

◆ 映像配信型非行防止教室・薬物乱用防止教室等の推進

県警では、少年の非行や犯罪被害を防止するため、各種教室や講話などの動画を作成し、県警ホームページ等に掲載しています。

《非行防止や薬物乱用防止に関する動画》

- ・シーボックと考えよう！「薬物乱用防止教室」
小学生向け、中・高校生向け
小学生向け（タバコ・お酒編）
- ・シーボックと考えよう！「非行防止教室」

動画はこちらから検索できます。→



《「電話de詐欺」に関する動画》

- ・未来ある君たちへ「受け子」「出し子」は犯罪です！
- ・STOP！電話de詐欺加担～加担したら人生ガッテム！

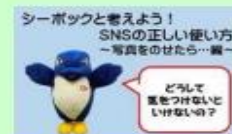
動画はこちらから検索できます。→



《SNS等による子どもの犯罪被害防止に関する動画》

- 保護者向け
 - ・子どもを守ろう！大人のためのネット安全教室
- 児童・生徒向け
 - ・シーボックと考えよう！SNSの正しい使い方～写真をのせたら…編～
 - ・ネット安全教室
 - ・千葉県警察学生サポーター（Ch i P S S）作成動画～チャットの危険性～

動画はこちらから検索できます。→



非行防止のために大人に何ができるのだろうか？

文部科学省や法務省においても，独自の取り組みがなされている。

では，我々には何ができるのだろうか？

その一つの取り組みが，**青少年社会環境浄化事業**である。

Ⅳ. 流山市青少年社会環境浄化事業とは (青少年ふれあい運動)

◆目的

青少年の健全育成及び非行防止のために、青少年にとってよりよい社会環境の整備を行うとともに、青少年を取り巻く大人達の健全な養育態度への認識を深め、地域・家庭の教育力の向上を図る

- ①青少年にとってよりよい社会環境の整備
- ②大人達の健全な養育態度への認識を深める
- ③地域・家庭の教育力の向上を図る

流山市青少年社会環境浄化推進委員会

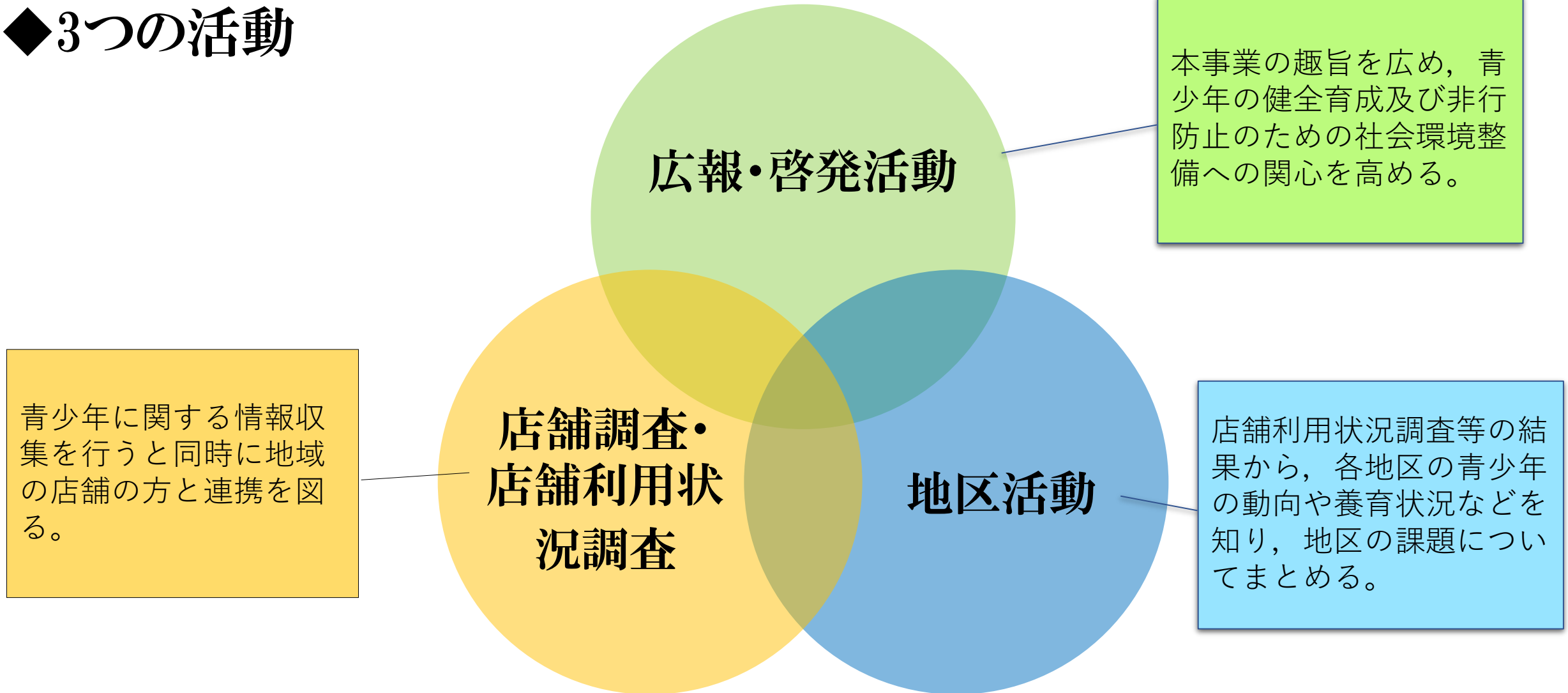
- ◆流山市民生委員児童委員協議会
- ◆柏地区保護司会流山支部
- ◆松戸人権擁護委員協議会流山部会
- ◆流山市小中学校校長会
- ◆流山市学校警察連絡協議会
- ◆流山市青少年相談員連絡協議会
- ◆流山市PTA連絡協議会
- ◆流山市青少年指導センター補導員連絡協議会

地区活動実行委員会

- ◆南流山地区
- ◆南部地区
- ◆東部地区
- ◆八木地区
- ◆東深井地区
- ◆北部地区
- ◆常盤松地区
- ◆西初石地区
- ◆おおたかの森地区
- ◆おおぐろの森地区

流山市青少年社会環境浄化事業 (青少年ふれあい運動)

◆3つの活動



私と流山市青少年社会環境浄化事業とのかかわり これまでの経緯

2020年度 この活動の意義の確認

2021年度 広報・啓発活動の拡充のため、「かわら版」の作成を
提言

2022年度 「かわら版」の実施と新たな提言

地域による非行防止活動の意義について

◆ここでは、小林（2002）に基づき、地域による非行防止活動の意義について考えてみたい。

*小林寿一（2002）「地域の非行防止活動の活性化について－地域レベルのプロセスと効果の検討－」

犯罪社会学研究, 27, 74-86

◆地域の非行防止活動

1) 内的非行抑制要因を育むための活動

スポーツ活動, 自然体験活動, 社会奉仕活動

⇒青少年や保護者が参加することによって、道徳心, 忍耐力, 規範意識, 遵法的な他者との愛着といった内的抑制因子を青少年の中に育む

=適切な社会化を通して少年非行を防止する（青少年の社会参加活動）

地域による非行防止活動の意義について

2) 青少年が非行を行う機会を除去する活動

繁華街でピンクビラを取り除く，成人向けの雑誌の自動販売機を撤去するなどの環境浄化活動

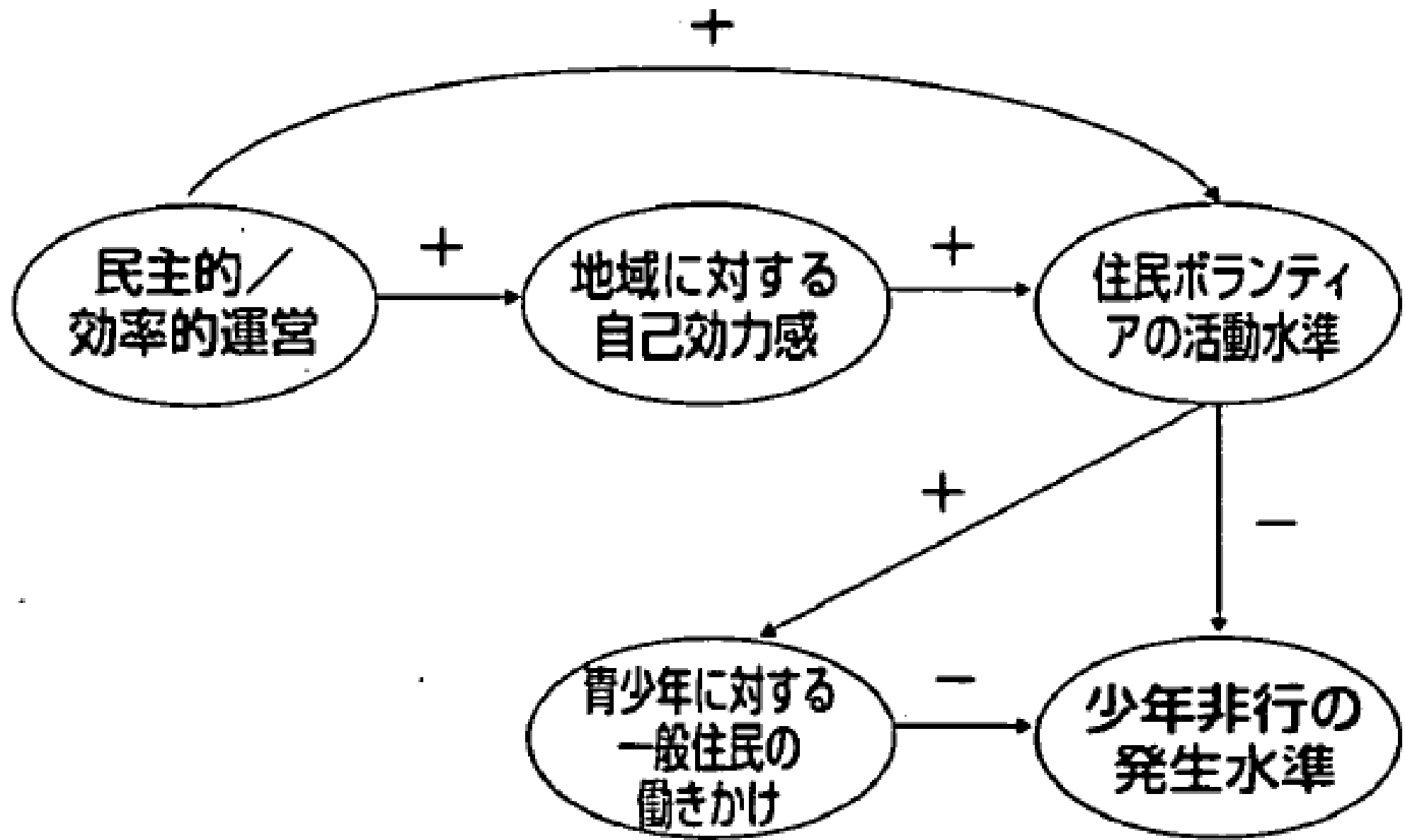
繁華街での街頭補導活動やパトロール

⇒地域の成人のボランティアが活動の主体

⇒公的機関と地域住民の協働

⇒住民ボランティアが主体的な役割を果たしている地域ほど，非行防止活動における住民ボランティアの活動水準が高くなる。

= 住民ボランティアの果たす役割の大きさ



地域による非行防止活動の意義について

1) 民主的／効率的運営

地域の非行防止活動が民主的かつ効率的に運営されていること

①参加民主主義的なリーダーシップ

活動参加者すべてに対して、重要な決定事項に関わる意見を表明する機会と、各々の適性を反映し、個人の技能の発達に寄与する役割を遂行する機会が与えられること

②目標とする成果を生むように効率的に活動が運用されること

活動の計画がきちんと立てられ、警察などの公的機関や他の民間団体などと連絡・調整が緊密に行われ、地域の多くの資源が活用されること。

地域による非行防止活動の意義について

2)地域に対する自己効力感

自分が主体的に地域の状況に影響を及ぼすことができるという感覚

⇒これを高めること＝活動参加者個々人に対するエンパワメント

①自分の行うことが地域の状況を変えうるという状況認識

②自分で地域の状況をよくしていきたいという意欲（モチベーション）

③誰に働きかければ状況が変わるのかというノウハウの理解

⇒この自己効力感が**住民ボランティアの活動水準**を高め、活動への取り組みを促進し、ひいては少年非行の発生を抑制することにつながる

地域による非行防止活動の意義について

3) 青少年に対する一般住民の働きかけ

非行防止活動の中核的なボランティアは、地域住民のごく一部

⇒ しかし、これらのボランティアの積極的活動が一般住民の青少年に対する働きかけを促進する

⇒ それがひいては、少年非行の発生を抑制する

⇒ 中核的なボランティアの活動にとどめることなく、地域住民全体の幅広い活動になるようにすることが大切

1年間の活動の振り返り

1)この活動と自分

①この活動になぜ参加したのか

この活動で何をしたかったのか

②それはどの程度達成できたか(達成できたこと)

③達成できなかったことは何か。その理由は？

*グループ討議 10分

1年間の活動の振り返り

2)この活動の振り返り

①この活動の意義をどこに感じるか

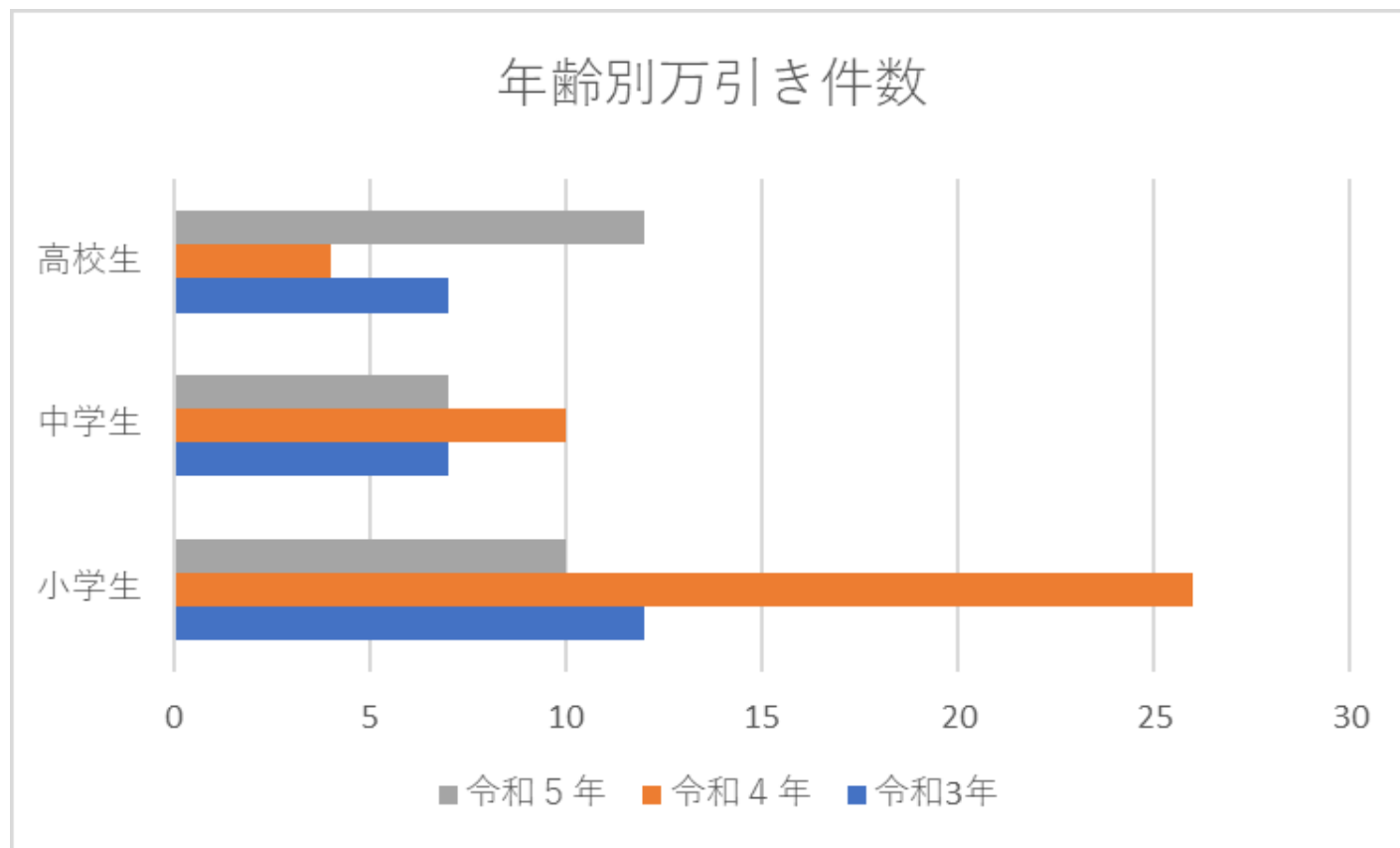
②この活動の問題点は何か, どう改善していくか

③今後はどうつなげていくか

*グループ討議 10分

活動報告から見えてくる問題点

◆ 高校生の万引きの増加



活動報告から見えてくる問題点

1) 子どもたちの状況

- 高校生の万引き事例が増加している。

- 親が子どもの迷惑行為を注意しない。

⇒小さい頃から、規範意識ができていない。

⇒規範意識が甘い親の影響（親のマナー違反も目立つ）

- 中・高校生のたむろ、居座り行為がみられる。

⇒店舗のたまり場化

⇒非行の加害、被害につながるおそれがある

活動報告から見えてくる問題点

2) 活動の課題

①保護者にどう働きかけるか

- なかなかかわら版が**保護者**に伝わらない、発信力が弱い
- かわら版は、**保護者**の皆様に読んでもらえるようなものにしたい。
- **保護者**は、店舗の利用調査以外に、地区内外の危険個所や不審者情報など店舗までの環境について関心が大きい。通学路合同点検や各校の危険ポイントマップなどの情報とリンクして、一緒に情報を得たい。

⇒ **保護者にも情報発信することが重要**

⇒ 活動報告だけでなく、保護者に有用な情報を盛り込んでいく。

(情報源となる機関との連携も必要)

活動報告から見えてくる問題点

②店舗にどのように理解し、協力してもらおうか

- ・店舗の理解が得られず、協力してもらえない
- ・具体的な店舗の情報をかわら版に盛り込むことができない。活動の意味が感じられない。

⇒店舗に対して、どのような情報を伝えていくことが有益か

⇒活動報告だけでなく、店舗に有用な情報を盛り込んでいく。

(情報源となる機関との連携も必要)

活動報告から見えてくる問題点

③地域によるインフォーマルな規範意識の強化

- ・親同士が店内で話に夢中になっている間、子供が店内を走り回っていることもある。また、商品で子供をあやすなどもあるそうで、親のモラル・しつけに課題ありと思われた。

- ・本来は模範になるはずの親世代のマナー違反(夜間のたむろ等)も散見される傾向にあり、「児童・生徒に見られている」ことに対する意識づけも必要か。

- ・商業施設で中高生の食べ歩きが散見されるが、注意すると素直に聞くケースが多く、地域の方による声掛けが有効。

⇒親が子どもの見本になることを保護者に伝えていく。

⇒地域の大人が皆で注意をする体制作り。

⇒子ども、保護者、店舗などへの広報・啓発活動の重要性

活動報告から見えてくる問題点

④中・高校生のため、居座り行為にどう対応するか

・コミュニケーションをとる場、落ち着いて勉強できる場がないことが、ファミレスやコンビニなどに長居してしまうことにつながっているのではないか。

⇒地域に発信し、児童館・公民館などの活用を考える。

⇒子どものたまる場所に、大人の眼を。

IV. 流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

◆流山市青少年社会環境浄化事業の意義

1) 青少年の現状を知ることが出来る

地区活動によるインタビューデータは、**今現在の子どもたちの状況を知るうえで、とても貴重なデータ**である。

⇒これは、実際に調査することによってしか得られない

⇒特に**非行が潜伏化しやすい現代の状況の中で、重要**である。

例) 今回の調査から、小学生の万引きが増加していることや保護者の規範意識の甘さ、中・高校生のたむろの状況などが明らかになった。

⇒また、保護者が求めていること、地域による違いなども明確になる

⇒少年非行予防対策の方向性を考える基礎になる

IV. 流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

2) 各店舗への青少年の非行防止への意欲を高めることが出来る

地区活動による調査活動は、各店舗の人たちが青少年の現状に関心を持つきっかけになる

⇒このような活動がなければ、意識は低くなる

例) 今回の調査で、各店舗の対応などを聞いていることが、今後の対応を適切にする

⇒青少年への指導につながる

⇒この点では、たいへんかもしれないが、アンケート用紙を直接手渡しし、回収することによって、**関わりを持つこと**が大切になると考える。

⇒協力的でない店舗に理解してもらうことも重要か。協力的でない理由なども聞けると良い。

IV. 流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

◆流山市青少年社会環境浄化事業の課題

1) 民主的／効率的運営

この活動には**さまざまな機関**の代表が参加している

⇒それを効率的に活かすことが課題

⇒そのための方策は？

2) 地域に対する自己効力感

この活動への参加者が、活動の成果を実感し、達成感、自己効力感を感じることができることが大切

⇒次の年度の参加者にもそれが受け継がれる

⇒協力していただいている店舗の方々にどのように自己効力感をもっていただくか？

IV. 流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

3) 青少年に対する一般住民の働きかけ

非行防止活動の中核的なボランティアは、地域住民のごく一部

⇒この活動ではさらに、一般住民である**各店舗の人たち**の青少年に対する働きかけを促進している

⇒しかし、**さらに広く**一般住民に参加してもらうことが課題である

⇒それがひいては、少年非行の発生を抑制する

⇒では、そのためにどうすれば良いのでしょうか？

IV. 流山市青少年社会環境浄化事業の意義と課題

4)活動そのもののあり方の見直し

現在の活動は、店舗調査・店舗利用状況調査を中心としている。

⇒より有意義な活動はできないのか？

⇒行政も含めた参加者の意見交換が必要

私たちにできることは何でしょうか？

「こどもの健全な成長のために大人には何ができるのか」

皆で考えてみましょう。
(グループ討議 10分)

広報資料（かわら版）の作成

◆これらの課題を解決する方法の1つとして、活動の結果をアウトプットする場として、各地域でこの活動の結果を踏まえた**広報資料(かわら版)**を作ること提言させていただきました。

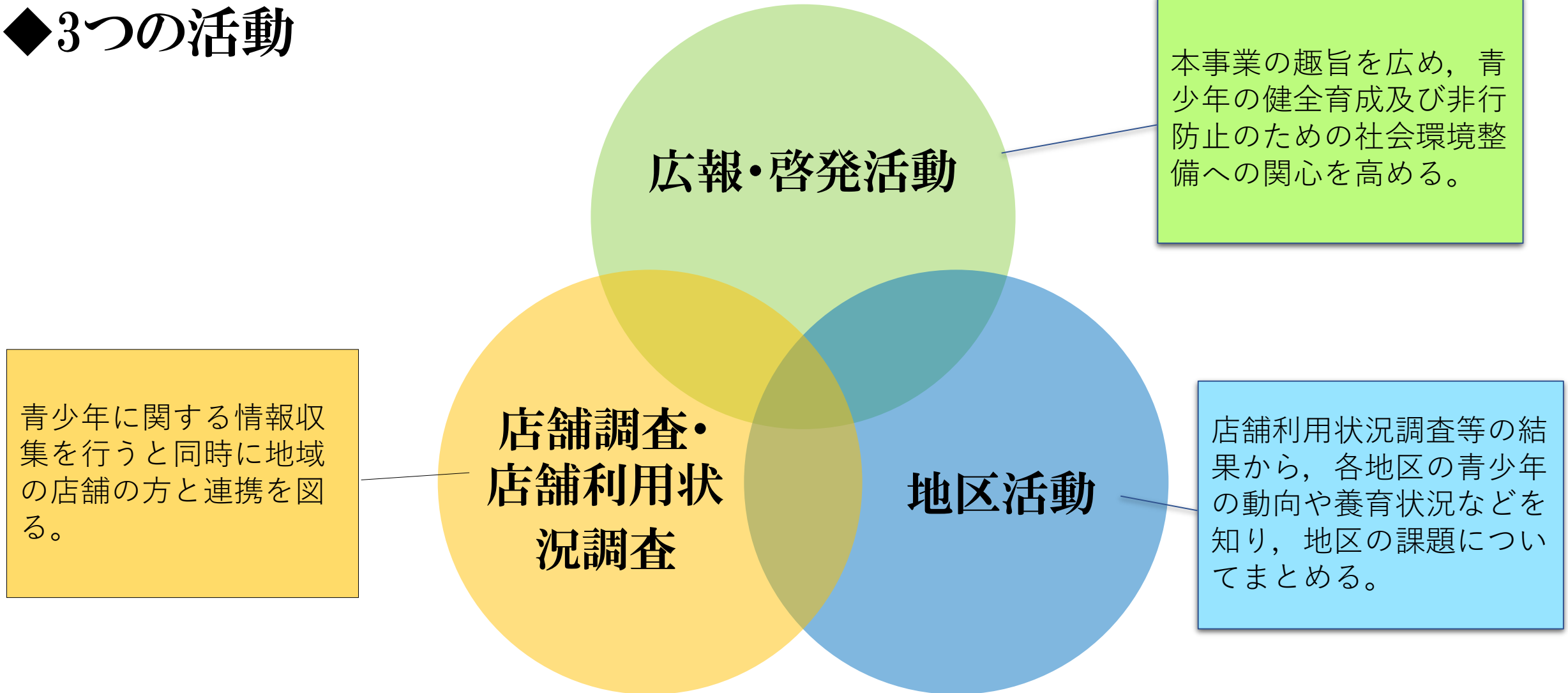
⇒3つの活動の1つである**広報・啓発活動の必要性**

⇒広く一般住民の意識を高めるためには、結果を一般住民に対して報告することが必要である

⇒そのための方策の1つとしての**広報資料(かわら版)**

流山市青少年社会環境浄化事業 (青少年ふれあい運動)

◆3つの活動



広報資料（かわら版）

◆目的：各地域の活動結果を踏まえて、その地域住民の青少年非行防止活動への意欲を高めることを目的とする。

◆方法：各地域の活動結果を踏まえて、**各地域でA4用紙1枚程度の広報資料を作成する。**

⇒それを各参加者がそれぞれの機関などの活動範囲で配布するなどして活用する

広報資料（かわら版）

◆効果：

①広報資料の作成という目的に向かって、参加者がそれぞれ**自分の能力を活かして協働作業**をすることができる。

⇒**自己効力感につながる**

②それぞれの活動場所で活用することによって、**さまざまな機関、立場の人が参加していることを活かすことができる。**

③**店舗や保護者をはじめとして、多くの住民に広報することができ、より広く一般住民の非行防止への意識を高めることができる。**

④それによって、参加者が活動の成果を実感でき、**自己効力感を高めることができる。**

昨年の提言

☆地域で活動を通してコミュニティーづくりをしよう！

⇒コミュニティーづくりはコミュニケーションから

⇒広報資料(かわら版)を用いて、人のつながり(ネットワーク)を構築しよう！

①「かわら版」を積極的に活用しよう！

⇒活動の目的や結果を「かわら版」に盛り込み、それを店舗、関係機関、学校、保護者など幅広く配布して、**子どもを育て、見守る大人のネットワークを作ろう。**

⇒それぞれの参加者が「草の根」的に拡げることで、地域の関心を高める。

昨年の提言

②アウトプットのために、インプットを増やしましょう。

⇒この活動と共に、**地域における健全な子どもの養育のための情報を増やし、「かわら版」に盛り込む**ことを考えましょう。

⇒そのために、関係機関から話を聞く機会を設けるなど、インプットを増やしましょう。

③非行のケア，家庭のケアなどが可能な**関係機関とのネットワークを構築**しましょう。

⇒どのような事態が起きたときに、どこに連絡するかなどのネットワークをつくる(リストでも良い)

⇒そのために、**関係機関から話を聞く機会を設けることも有益**

流山市青少年社会環境浄化推進委員会

- ◆流山市民生委員児童委員協議会
- ◆柏地区保護司会流山支部
- ◆松戸人権擁護委員協議会流山部会
- ◆流山市小中学校校長会
- ◆流山市学校警察連絡協議会
- ◆流山市青少年相談員連絡協議会
- ◆流山市PTA連絡協議会
- ◆流山市青少年指導センター補導員連絡協議会

昨年の提言

◆第3回地区活動実行委員会のあり方

①各地区で作成した広報資料(かわら版)を発表する場にしてはどうか。

⇒他の地区から学ぶことは少なくない。

情報交換の場に使えると良い。

②それに対して関係機関や店舗代表者、地域住民代表者からもコメントをもらえるようにしてはどうか。

⇒シンポジウムのような形にして、専門家から学ぶ場にするのも良い。

=インプットを増やして「かわら版」に反映させる。

◆コミュニティにおける「協働知」

エンパワメントのプロセスにある地域では、「オープンな精神」による交流とコミュニケーションが行われる協働の活動が展開され、課題を持つ人への関心と信頼と相互支援関係の継続が可能となる。

地域エンパワメントには、課題を持つ人だけでなくそこに住む人々、その人々に関する全ての関係者、すなわち専門家や行政職員の個人・集団のエンパワメントが基盤となる。

・末永カツ子・平野かよ子・上埜高志(2006)「地域保健福祉活動の主体と方法に関するコミュニティ心理学的研究」東北大学大学院教育学研究科研究年報 第55集・第1号

協働

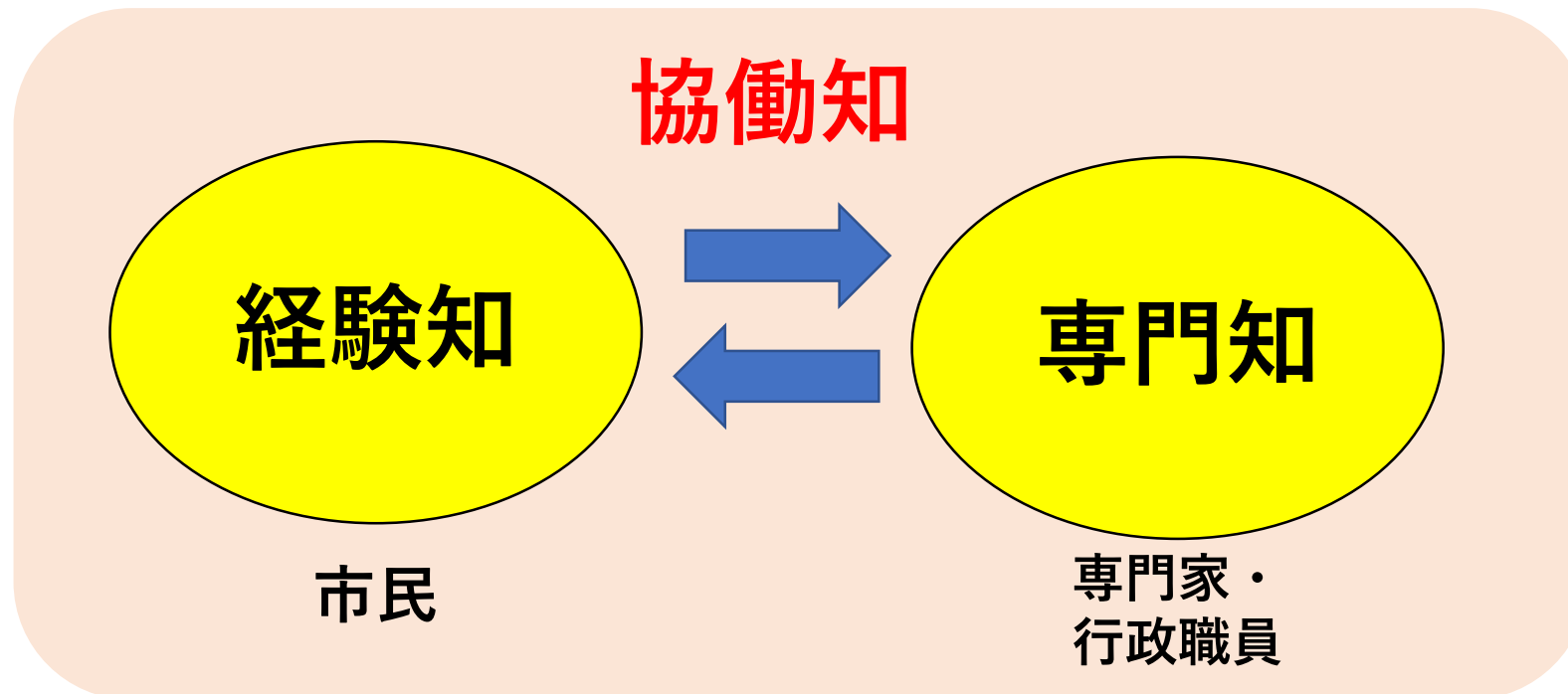
- 協働とは、「個人、集団及び地域のエンパワメントをもたらすために、個人では解決できない問題を持つ人々を含め異なる人々や組織が、個人のもつ問題や地域の課題に対して、共感と関心を持ってコミットし共通の目標に向けて、ともに活動するプロセスであり戦略である」

⇒このプロセスには、

- ①異なる立場の人々や組織の参加
- ②共通の目標や事業を持つ
- ③参加者間の関係性の形成と発展
- ④互いの役割期待と分担しての共通の活動
- ⑤対等な関係でのオープンな交流と対話

などが含まれる。

- **協働知**は、当事者及び市民の抱える**経験知**と、専門家および行政職員がもつ**専門知**との直接出会う場と協働する場すなわち接合面を確保し、行政職員および専門家も当事者と共に新たな公共性を担う活動主体として位置づけ、共に課題に対して対などな関係で協働することで形成される「知」であり実践のプロセスそのものである。



◆コミュニティづくりはコミュニケーションから

こどもの健全な成長のために大人には何ができるのか

⇒大人たちが協力し、真剣に取り組んでいかなければならない。

⇒一人一人が大切な資源、宝である。

⇒一人一人が自分にできることを探し、さらに協働していくことが大切

⇒「3人寄れば文殊の知恵」

力を合わせることで未来が開けていく＝協働知

◆少年非行防止活動は、地域住民ひとり一人の意識が大切！

⇒これからもこの素晴らしい活動が効果を上げていくことを期待しています。

◆ご清聴ありがとうございました。

